

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,778,042	流動負債	6,158,360
現金預金	2,913,352	支払手形	2,712,261
受取手形	4,162,129	工事未払金	1,119,815
売掛金	1,596,745	買掛金	980,404
工事未収入金	1,880,883	未払金	95,993
商 品	1,458,659	未払費用	14,428
原 材 料	58,153	未成工事受入金	385,368
仕 掛 品	17,318	預 り 金	11,722
未成工事支出金	547,429	未払法人税等	281,660
貯 蔵 品	3,456	未払事業所税	8,487
未 収 入 金	5,284	未払消費税等	47,456
仮 払 金	222	賞与引当金	358,925
未 収 収 益	709	役員賞与引当金	26,200
立 替 金	42,857	リ ー ス 債 務	7,919
前 払 費 用	43,856	そ の 他 流 動 負 債	107,716
関係会社短期貸付金	36,723		
1年以内回収予定長期貸付金	11,845	固 定 負 債	3,847,320
貸倒引当金	△ 1,585	長期借入金	3,000,000
		退職給付引当金	793,358
固 定 資 産	3,477,757	役員退職慰労引当金	21,000
有形固定資産	2,830,677	長期預り保証金	7,700
建 物	808,360	リ ー ス 債 務	4,121
構 築 物	11,289	資 産 除 去 債 務	21,140
機 械 装 置	33,197		
車 両 運 搬 具	1,327		
工 具 器 具 備 品	45,164	負 債 合 計	10,005,680
土 地	1,862,858	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	10,993	株 主 資 本	6,196,124
建設仮勘定	57,486	資 本 金	230,000
無形固定資産	30,655	利 益 剰 余 金	6,148,383
電話加入権	18,488	利 益 準 備 金	57,500
ソフトウェア	12,166	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,090,883
投資その他の資産	616,424	別 途 積 立 金	1,246,000
投資有価証券	154,702	繰越利益剰余金	4,844,883
出 資 金	4,128	(うち当期純利益)	(857,078)
関係会社出資金	52,305	自 己 株 式	△ 182,259
差入保証金	221,171		
長期貸付金	2,568	評 価 ・ 換 算 差 額 等	53,995
長期前払費用	1,364	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53,995
繰延税金資産	179,834		
そ の 他 投 資	350		
		純 資 産 合 計	6,250,119
資 産 合 計	16,255,800	負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,255,800

(注) 千円未満の金額は切捨て表示している。

2021年4月1日～2022年3月31日

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料……………移動平均法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法

但し、1998年4月1日以降取得の建物(付属設備を除く)については定額法

2016年4月1日以降取得の建物付属設備、構築物については定額法

無形固定資産……………定額法

リース資産……………定額法

(4) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員退職金の支払に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異の費用処理方法は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ

発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。当該会計方針の変更を遡及適用しておりますが、当事業年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(5)収益及び費用の計上基準

①工事契約に係る収益

工事契約に係る収益は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については原価回収基準を適用しており、工期がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税等の会計基準

税抜き方式によっております。